

調書1 補助金等調査表（チェックシート）

所属 障がい事業課

（1）補助金の内容

名 称	計画相談支援等推進事業補助金		
交 付 開 始 年 度	平成26年度	終了予定年度	
交 付 先	障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業所の指定又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業所の指定を受けている事業者		
交 付 の 目 的 ・ 必 要 性	計画相談支援及び障害児相談支援の円滑な実施を促進する。		
対 象 事 業 の 内 容	計画相談支援等を実施する事業者に対し、相談支援専門員の人件費に要する経費の一部を補助する。		
形 態	☒ 事業補助 ☐ 運営補助 ☐ 混合補助 ⇒ 割合が大きいのは ☐ 事業補助 ☐ 運営補助		
直 近 の 見 直 し 状 況	見直した時期	なし	
	内 容	なし	
交 付 申 請	受領書類	☒ 事業計画書 ☒ 収支予算書 ☐ その他（ ）	
	確認内容	相談員常勤換算人数、計画作成見込み人数、事業実施期間など	
実 績 報 告	受領書類	☒ 事業報告書 ☒ 収支決算書 ☐ その他（ ）	
	確認内容	相談員常勤換算人数、計画作成人数、事業実施期間など	

補助金等調査表（チェックシート）

（２）補助金見直しの基本視点に基づく評価

（※具体的な根拠指標には、設問に対する評価根拠となる、成果等を示す数値的な指標を記載すること）

公益性	補助事業が、客観的に見て、より広く市民等に利益をもたらす、または還元されている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		特定の個人又は集団に利益をもたらす	令和5年度は12事業所（相談員常勤換算人数18.7名分）に交付し、相談支援事業所の円滑な運営を図ることにより、障害者福祉サービスを利用している方のサービス等利用計画作成の促進ができているため
公益性	補助事業の目的が、時代や社会情勢に合っている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		ほとんど合っている	障害者総合支援法に規定される障害福祉サービスを利用するためには、サービス等利用計画の作成が必要であり、相談支援事業所の円滑な運営が求められているため
必要性	補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。	評価	「ある」→妥当性について記入。 「ない」→妥当性がないにも関わらず補助する理由を記入。
		ある	市内相談支援事業所の相談支援専門員は依然として不足しており、計画作成希望者の新規受け入れが難しい事業所も多くなっている。相談支援専門員を安定して雇用するため、市が補助金を交付することは妥当だと考える。
	補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことができない。	評価	「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。 「できない」→補助金があれば事業を実施できない理由・具体的な根拠を記入
		できない	当該事業の主な収入は「サービス利用支援等の報酬等」となり、収入額が人件費より少ない事業所が多数であるため。
	市民ニーズが高いものである。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		高い	相談支援事業所及び相談支援専門員の不足により、サービス等利用計画作成希望者の新規受け入れが難しく、現状、自分で計画を作成している方が増加している。
	市民ニーズに即している。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		即している	相談支援事業所及び相談支援専門員の不足により、サービス等利用計画作成希望者の新規受け入れが難しく、現状、自分で計画を作成している方が増加しているため。
	補助金の意義について、的確に説明できる。	評価	「できる」→誰に対しどのような効果があるか等について記入。 「できない」→説明できない理由について記入。
		できる	障害福祉サービス利用希望者が、相談支援専門員による専門性の高いサービス等利用計画の作成を受けることができる。
	補助期限（終期）を設定している。	評価	「設定済」→設定年度とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。
		未設定	現状、相談支援事業所及び相談支援専門員が不足しているため、相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を希望する方を受け入れる体制が整うまで、継続して実施する。
	補助金申請に係る積算根拠が明確である。	評価	「はい」→積算根拠を何で確認しているかを記入。 「いいえ」→積算根拠が不明確である理由と今後の見通しを記入。
		はい	交付申請時は、事業計画書・収支予算書、実績報告時は、事業報告書・収支決算書・計画相談支援実績一覧で確認している。

補助金等調査表（チェックシート）

施策との整合性	当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。	評価	「している」→どのような点で整合しているのか記入。 「していない」→整合していないにも関わらず補助する理由を記入。
		している	障がいのある方の相談支援の充実を図ることができる点で整合している。
	補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。	評価	「はい」→どのような点で特性を生かしているのか記入。
		いいえ	
公平性	事業を実施できる団体が他にない。（複数存在する場合、当該補助金はその事業者だけに交付される合理的な理由がある。）	評価	「はい」を選んだ理由
		いいえ	
			「いいえ」の場合、補助金はその事業者だけに交付される合理的理由を記入。 相談支援事業者は複数あるが、安定的な運営を目的としていることから、人件費が報酬等の収入を上回る事業所に対し交付する。
	補助対象経費に対して、補助事業者等にも応分の負担を求めるべき事業には、一定の適切な補助率や限度額が設定されている。	評価	「設定済」→補助率とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。
		設定済	補助金要綱において、「相談支援専門員の雇用月数に100,000円を乗じた額」または「人件費からサービス利用支援等の報酬・寄附金等の収入額を控除した額」のいずれか少ない額を交付している。
効率性	補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。	効果の測定方法・具体的な根拠指標	
		計画相談支援事業所数、相談支援専門員一人当たりのサービス等利用計画の作成件数	
		評価	評価理由
		十分効果をあげている	平成26年度の交付開始時点より、交付事業所数及び計画相談件数は増加している。
	手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付することがより合理的である。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		はい	地域における相談支援の拠点として、中核的な役割である「基幹相談支援センター」は委託して実施している。 その他の相談支援事業所においては、事業の性質上、人件費が主要な経費となっていることから、補助金の交付が合理的である。
	国や県、本市において同様の補助事業がない。（※国県要綱に対し、上乗せ・横出しする補助事業は除く）	評価	「ある」の場合、同様な補助事業と両方存続させる理由を記入。
		ない	
補助対象経費の明確化	補助金対象内外経費が明らかになっているか。	評価	「はい」→何で確認をしているか記入。 「いいえ」→明確にしていない理由を記入。
		はい	収支予算書・収支決算書で確認している。
	補助対象外経費を補助対象としていない。（対象としている場合は、明確な根拠を持っている。）	評価	「対象としている」の場合、費目及びその根拠規定と対象となる考え方を記入。（※費目は、飲食費や慶弔費など）
		対象としている	補助金の目的は相談支援事業所の円滑な運営であるが、事業の性質上、人件費が主要な経費となっているため。

補助金等調査表（チェックシート）

※以下の項目は、団体補助金のみ記述。

団体補助金	団体の設置および活動目的が、補助事業からみて整合しているか。また、団体としての活動実態があるか。	評価	評価の理由
		はい	指定を受けた指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業を運営している事業者であり適正である。
	補助事業の内容と成果について、交付団体においても対外的に情報公開を実施しているか。	評価	「はい」→情報公開の手法等について具体的に記入。 「いいえ」→実施できない理由と今後の見通しを記入。
		はい	パンフレットやホームページ、市が発行している「障がい福祉ガイドブック」で計画相談支援を実施していることを公表している。
	団体内で、補助金の使途や決算などの監査機能が有効に機能していて、透明性等をもって運営されているか。	評価	「はい」→どのような監査手法で実施しているか記入。 「いいえ」→機能していない理由と今後の見通しを記入。
		はい	社会福祉法人や特定非営利活動法人は監事を置くこととなっており、株式会社においても監査役等を設置していることから、内部でのチェック体制が整えられていると思われる。また理事会や役員会などで、収支決算や事業報告などの公表を行っている。
補助金交付団体の自立性を促すことなどから、運営補助から事業補助へ移行を図っているか。	評価	「運営補助」の場合、事業補助に移行できない理由と今後の見通しを記入。 ※混合補助で実施している場合は、割合が大きい方を選択してください。	
		事業補助	
	市職員が補助金交付団体の事務を行っていないか。（行っている場合は合理的な理由があるか。）	評価	「行っている」の場合、合理的な理由を記入。
繰越金	交付団体の補助事業会計において、補助金額以上の繰越金を計上している。 （※複数団体ある場合は、各団体を一覧化したものを別紙にて提出のこと）	評価	具体的な根拠指標
		いいえ	直近決算額における補助金額 17,580,005 円 繰越金額 円 { うち補助事業会計分 円 うち団体独自会計分 円
		繰越金額が生じた具体的な原因について記入。	
	上記設問において、「はい」の場合、補助金の減額ないし、休止などの必要な対策を考えている。	評価	「はい」→具体的な対応策について記入。 「いいえ」→対応できない理由について記入。

補助金等調査表（チェックシート）

（３） 国県要綱・近隣市補助金との比較を通じた評価

国や県、近隣市においては実施していない。
千葉市は、相談支援事業所を対象に人件費及び運営費の一部について補助を実施している。千葉市でも相談支援専門員の不足が課題となっており、相談支援専門員を増員又は常勤専従化した場合に補助を実施することで、事業所の経営基盤の強化を図っている。

（４） 補助金の課題

- ・補助金の対象要件の一つとして、常勤換算１人当たり計画作成人数４０人があるが、この４０人分作成すればどのような内容でも良いとなってしまう恐れがあるため、計画の質の向上も図れるように検討していく必要がある。
- ・月１００,０００円の補助基準額について、令和６年度の国の報酬改定に合わせて見直していく必要がある。

（５） 所属長の総合評価

計画相談支援及び障害児相談支援の円滑な実施を促進するため、必要な見直しを行いながら、適切で効果的な補助金を交付していきたいと考える。

（６） 補助金の今後の方向性

☐ 現行のまま継続
☒ 見直しをしたうえで継続
☐ 廃止
☐ その他

その他の内容

現行 継続の 理由	
-----------------	--

見直しの時期	令和７年度
見直しの 内容	国の報酬改定に合わせて補助基準額等の見直しを行う。

廃止の時期	
廃止の理 由	